

インターネット接続サービス(利用規約)

地方独立行政法人奈良県立病院機構 公衆無線 LAN 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地方独立行政法人奈良県立病院機構(以下、当機構という)が整備した公衆無線 LAN(以下「無線 LAN」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所及び利用時間は、別表のとおりとする。

(無線 LAN の利用)

第3条 利用者は、無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

2 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線LANを利用してはならない。

3 無線LANを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。

4 無線LANの利用料金は、無料とする。

(利用者の準備)

第4条 無線 LAN の利用を希望する者は、利用に必要な機器準備および無線 LAN の設定は利用者自身で行わなければならない。

2 当機構は無線 LAN 接続マニュアルを利用者に提供する。利用者は技術的な問題等により無線 LAN サービスの利用ができない場合であっても、当機構は技術的なサポートを提供しない。

(禁止事項)

第5条 利用者は、無線 LAN を利用して次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 著作権その他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為

(2) 財産又はプライバシーを侵害する行為及びそのおそれのある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは理事長又は病院長に不利益又は

損害を与える行為及びそのおそれのある行為

(4) 誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為

(6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為

(7) 選挙運動又はこれに類する行為

(8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為

(9) ID 又はパスワードを不正に使用する行為

(10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じ、若しくは関連して使用する行為又は提供する行為

(11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(12) 大容量データの送信又は受信を繰り返し、ネットワーク帯域を占有する行為

(13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は理事長が不適切と判断する行為

(運用の中止)

第6条 当機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線 LAN の運用を中止することができる。

(1) 無線 LAN のシステムを保守又は工事を行うとき。

(2) 無線 LAN のシステムに係る設備、ネットワークの障害等やむを得ない事由があるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、無線 LAN の運用上、理事長又は病院長が必要と認めるとき。

2 無線 LAN の運用の中止により、利用者又は第三者が被った損害については、理事長又は病院長はその責を負わない。

(免責・損害賠償等)

第7条 当機構は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が当無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

2 無線 LAN サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害については、理事長はその責を負わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。

4 利用者が自身の機器設定が出来ない場合や、無線 LAN 障害等で無線 LAN を利用できないときがあっても、理事長は、その責を負わない。

5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、理事長は、その責を負わない。

6 利用者による不正行為が行われ、当機構のシステムやネットワーク等に障害が起こり、損害が発生した場合には、当機構は当該利用者に対して損害賠償請求を行う場合がある。

(その他)

第8条 当機構は無線 LAN の適切な利用を図り、情報セキュリティを保護するため、次に掲げる対策を行う。

(1) 当機構が設定する Web フィルタリングに基づき、特定の WEB サイトへの接続を制限することができる。

(2) 利用者が本サービスを利用する端末の MAC アドレス、登録したメールアドレス、接続先のアクセスポイント及び接続時刻並びに利用言語情報等、本サービスを利用過程で発生する運用履歴データ(これらを総称して、以下、「アクセスログ」という。)を記録する。当機構においてアクセスログは厳格に管理します。セキュリティ事故やシステム障害に伴う守秘義務契約を締結した委託先や法に基づく開示請求に限定してアクセスログの提供を行う場合がある。

(管轄)

第9条 無線LANの利用に関して、病院と利用者の間に生ずるすべての紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第10条 当機構は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

別表(第2条関係)

利用場所

地方独立行政法人奈良県立病院機構

- ・ 奈良県総合医療センター
- ・ 奈良県西和医療センター
- ・ 奈良県総合リハビリテーションセンター

利用時間 午前6時～午後9時